事業主のみなさま

個人住民税は特別徴収で納めましょう

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月支払う給与から個人住民税（市町村民税と県民税）を天引きし、納入していただく制度です。
法人・個人を問わず、事業主は特別徴収義務者として、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。（地方税法第321条の４）

対象となる従業員　**前年中に給与の支払いを受けており、かつ、年度当初（4月1日）において給与の支払いを受けている者**　※ 従業員には、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます。

特別徴収のメリット

従業員の手間が少なく、納め忘れを防げる

給与からの天引きのため
従業員が金融機関に出向いて納税する手間が省け
納め忘れる心配がありません。



1回あたりの納付額が少ない

普通徴収では納期が年４回であるのに対して
特別徴収は納期が年12回なので
従業員の１回あたりの納税額が少なくなります。



特別徴収制度のしくみ・基本的な手続き



従業員の方がお住まいの
市町村役場

①給与支払報告書の提出
（1月31日まで）

②特別徴収税額の通知
（5月31日まで）

⑤個人住民税の納入
（翌月10日まで）



事業主
（特別徴収義務者）

③特別徴収税額の通知
（5月31日まで）

④毎月の給与から
個人住民税を天引き
（6月～翌年5月まで）



従業員
（納税義務者）

個人住民税の特別徴収には eLTAX を活用しましょう

eLTAXを活用することで
業務を効率化できます！

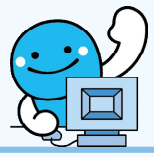

eLTAX（エルタックス）とは地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。
特別徴収に係る次のような手続きを、オンラインで行うことができます。

- ✓ 給与支払報告書や異動届の提出
- ✓ 特別徴収税額通知の電子データでの受取
- ✓ 特別徴収した個人住民税の納入　　など

地方税共同機構ホームページ
https://www.lta.go.jp

制度や様式の詳細は各市町村へご確認ください。

その他の手続き・届出

税額の変更通知

従業員の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに事業主が、従業員の方がお住まいの市町村に「異動届」を提出する必要があります。

退職・休職者の徴収方法

①６月１日から12月31日までに退職等をした場合
特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員から直接納付していただきます。
従業員から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。

②１月１日から４月30日までに退職等をした場合
元の勤務先から５月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員の申し出がなくても５月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただく必要があります。

退職所得に係る個人住民税の特別徴収

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされています。納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の１月１日現在における住所が所在する市町村です。

納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入していただくことになっています。給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業主に限り、従業員がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、６月分から11月分を12月10日まで、12月分から５月分を６月10日までの年２回に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。

よくあるご質問

Q 従業員が家族だけでも特別徴収の対象ですか？

A 家族であっても特別徴収を行う義務があります。

Q 従業員から普通徴収で納めたいと言われています。

A 従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。

Q 従業員が住んでいる市町村ごとに納めなければなりませんか？

A 市町村ごとに納入する必要がありますが、eLTAXを利用することで全ての地方団体に一括して電子納付が可能です。

Q パート・アルバイトも対象ですか？

A 原則として対象です。
ただし次のような場合は除きます。
・給与が少なく特別徴収しきれない
・他から支給される給与から特別徴収されている
・給与が毎月支給されておらず不定期である
など

Q 納期の特例(年2回納入)の承認を受けた場合、給与から毎月天引きする必要がありますか？

A 事業主が市町村に納入する回数の特例ですので、承認を受けた後も給与から毎月天引きする必要があります。

制度や様式の詳細は
各市町村へご確認ください



【 個人住民税の特別徴収に関するお問い合わせ先 】

- 従業員の方がお住まいの市町村の個人住民税担当課
- 高知県税務課（徴収担当）　☎（０８８）８２３－９３０７
- 高知県市町村振興課（税政担当）　☎（０８８）８２３－９３１６